

39. 11. 15 発行

発行人

佐呂間町長 船木長一郎

編集人

庶務課 庶務係

印刷人

佐呂間印刷

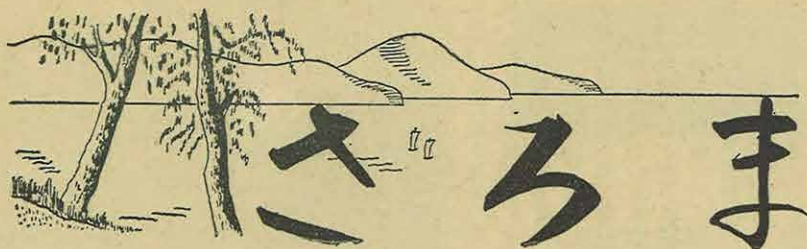
世帯数 2,876

人口 13,560

男 6,825

女 6,735

10月末日住民登録人口



冷害対策について

町長 船木長一郎

本年の農作物に甚大な被害を受けた農家の皆様に対し衷心より御同情申し上げます。

被害発生と同時にこの対策について管内道内の各関係機関において強力に対策を進めて参りましたが既に決定実施された水稻の出荷期日或は検査規格、種子対策、救農工事の実施などのほか目下運動を継続しているものもあり十一月十五日現在の経過について御報告申し上げます

必要でありこのため一層の御努力をお願い申し上げます。

対策の経過

一、救農工事の実施について
被害農家のなかで特に経済的困窮度の高い農家で他に賃金収入のない方たちが稼働出来る場所を選定し自治会長を通じて実施の態勢が整っております。

二、本年度償還資金の延納
本年度償還を要する制度資金のうち、被害程度が高く償還見込みのない農家に対し延納方要望中ですが個々の実態により決定される見込みであり農協と充分打合を願います。

三、再生産資金について
明年度生産資金及び自作農維持のための資金については臨時国会で決定になります。

四、種子購入補助について
水稻、畑作の種子で農家で生産できるもので本年自給できなかったものにに対し水稻二分の一、畑作三分の二が決定の見込みであります。但し種子についてはそれぞれ割当数量について農協を通じて購入したものに限りです。

五、飼料対策について
ビートパルプ及び政府保有フスマの払下げについて要請中でありますがビートパルプについては耕作条件以外で購入する場合割当がありますが一割二〇〇円程度の補助が決定の見込みであります。フスマについては代金延納措置で払下げが決定となるものと思われま

六、農業共済保険金について
事務的に整理がつけば年内精算、万一おくれた場合は精算に近い内払になる見込みです。

七、生活保護について
災害に伴い経済が極端に逼迫している農家について一応民生委員を煩わして調査を致しておりますが、今後に於いてもこのような家庭については民生委員と協議せられ申請して下さい。

八、昭和三十九年度税の減免について
一 住民税
災害の程度により所得割について減免の見込みです。

二 国税
住民税と同様の見込みであります。

国保七割給付実施

明年一月より住民の医療費負担軽減される

町国民健康保険では世帯員の給付を五割から七割に引上げる標準額を定めました。十一月六日開催の町議会で給付率引上の議決がなされました。明年一月一日から世帯員も七割給付することに決まりました。これにより病気をした場合に世帯主と同様に病院へ支払する医療費は三割でよいことになり被保険者の負担が大巾に軽減されることになりました。

世帯員の給付を二割引上げることに引き軽減される皆さん方の負担は年間総額で約六五〇万円から七〇〇万円と推計されます。

しかしこのうち国から補助されるのは約四五〇万円乃至五〇〇万円位で不足の二〇〇万円乃至二五〇万円は保険税として被保険者の皆さんの負担になります。

この七割給付は全部の町村が実施するのでなく一部の町村しか実施するのではと心配されておられます。町では皆さん方の負担軽減のため、七割給付は受けられませんが、二、七割給付実施に伴い被保険者証を十二月末に自治会長を通じて交換して下さい。

三、一月一日からは新しい被保険者証を持参しないと病院から七割給付は受けられませんが、十二月末までに新しい証と交換をして下さい。

障害年金等の支給範囲が 拡大されました

国民年金法の一部改正

今回の改正は障害年金等の対象となる障害の範囲に「結核」、「精神病」等による障害をとり入れ支給範囲が拡大されこの者に障害年金が支給されることになりました

4 その他留意すること

裁定請求手続にはそれぞれ専門医師の診断書が必要であること
精神障害者の請求は本人と後見人との連名で請求するものであること

◎母子年金、準母子年金、遺児年金（母子、準母子福祉年金を含む）の支給範囲の拡大がなされた。

この基準は肺活量が三〇〇以下で一秒率が五五以下のものである、かつ日常生活の用を弁ずることを不能ならしむる程度のもの

2 結核性疾患により長期にわたつて安静を必要とする病状

(1)この病状とは日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもので安静度表の一度又は二度のもの

(2)結核疾患の初診日から三年を経過して居り今後少なくとも一年以上の療養を必要とするもの

3 精神障害者

この対象とされているものは病名が次に示す範囲内であり病状が重く適当な介護がなければ日常生活の用を弁ずることが不能である程度のもの

(4)精神分裂病(とうとう病)非定型精神病(にんかん病)中毒精神病(アルコール中毒、一酸化炭素中毒等) (イ)器質精神病(

護している父若しくは母に、又父母がいないなど父母が監護しない場合には、これを養育(重度精神薄弱児と同居して監護し、かつ生計を維持していることをいう。)している者に支給されます。

につき三万円が二十万円に加算される)以上あるとき。

一、日本国内に住所がないとき

二、父母の死亡によつて公的年金(遺族年金、扶助料など)を受けることができるとき。又は遺族補償を受けることができるとき(当該事由が発生した日から六年を経過していないとき)。

三、手当の支給を受ける者の前年度の所得が二十万円(義務教育終了前の児童があるときは一人

補充選挙人名簿の登録申出

制度が設けられました

ことしの七月に公布された公職選挙法の一部を改正する法律によつてあらたに「補充選挙人名簿の登録申出制度」が設けられました

とかく申請が出来なかつたという人が多く、せつかくの選挙権が行使出来なかつたり、また委員会で充分な調査が出来ないという欠陥があつたので登録申請のほかにいつでもその手続をすましておくことの出来る「登録申出制度」が設けられました。

いつでも補充選挙人名簿の登録申出が出来ます

あらたに満二〇才になった人(新有権者)や、二十才以上の人であつたり佐呂間町に住所を構へた人(転入者)は、いつでも補充選挙人名簿登録申出が出来ます。

もちろん資格をもつていた人で、基本選挙人名簿のときもれた人もこの申出が出来ます。

これは従来選挙のあるたびに調製されていた補充選挙人名簿の場合申請期間が一般に短期間なために

または役場若佐支所、浜佐呂間出張所にあります。転入者は住民登録転入届と同時に、新有権者は満二十才になつたその月のうちに申出することによります。

(佐呂間町選挙管理委員会)

元気に育つ優良児

赤ちゃんコンクール

一位に 史樹 ちゃん
小枝子ちゃん

九月三十日佐呂間公民館で赤ちゃんコンクールが開かれました。

最終審査で選ばれた赤ちゃん二十八人を対象に遠軽保健所長、佐呂間厚生病院中村医師、佐呂間医院今野タイ医師ら三人の先生の審査で月令別にそれぞれ一位く三位まで次のとおり決定し、それぞれ優良児に表彰状と記念品がおくられました。

このコンクールは町内の乳幼児がすこやかに育つよう健康保持と体位向上を図るため生後五ヶ月から十五ヶ月までの赤ちゃんを対象に実施する乳幼児一斉検診とあわせて行うものでこの一斉検診は毎年実施しておりますので進んでこの検診を受けましょう。

最終審査に選ばれた優良児

優良児

- ◎五ヶ月～九ヶ月の部
- 一位 西沢拓哉 (輝泰長男)
- 二位 岡部啓子 (弘長女)
- 三位 長瀬茂己 (俊男長男)
- 四位 海老名裕美 (登長女)
- 五位 佐藤幸史 (秀夫次男)

- 三位 松田幹子 (公平長女)
- 二位 忽田 浩 (隆治次男)
- 一位 渡辺 修 (武次男)
- 二位 齊藤智子 (建美長女)

◎十ヶ月～十二ヶ月の部

- 一位 吉田 梧 (昭善次男)
- 二位 丸子直美 (友衛三女)
- 三位 吉川智朗 (正輝長男)
- 四位 池田敦子 (訓夫次女)
- 五位 水上慶洋 (輝雄長男)
- 六位 山田真記 (正男長女)
- 優良児 後藤 昇 (武長男)
- 優良児 藤原茂法 (邦恒次男)
- 石田千賀子 (慧長女)

◎十三ヶ月～十五ヶ月の部

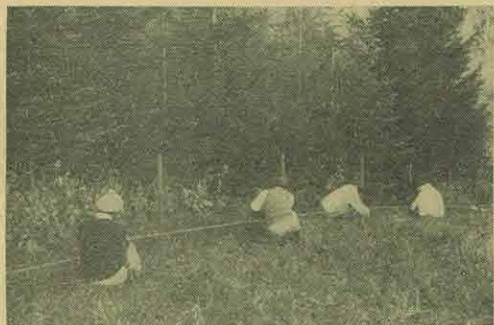
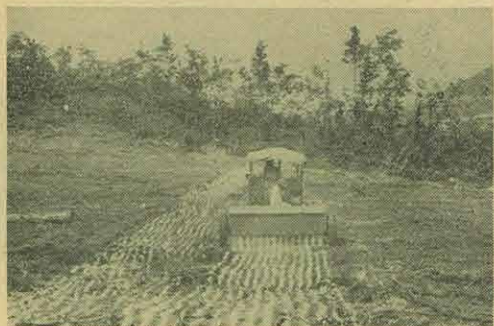
- 一位 田中史樹 (茂末長男)
- 二位 池田小枝子 (司郎長女)
- 三位 山田慈朗 (幸治次男)
- 四位 松本孝子 (利美長女)
- 五位 金光秀也 (一美次男)
- 優良児 渡辺智美 (英夫次女)
- 優良児 鈴木 隆 (進長男)
- 石原 基 (善一長男)
- 柳部久枝 (久男長女)
- 今野佳弥子 (政喜長女)

(一)内は保護者

社会福祉協議会に

篤志 寄附

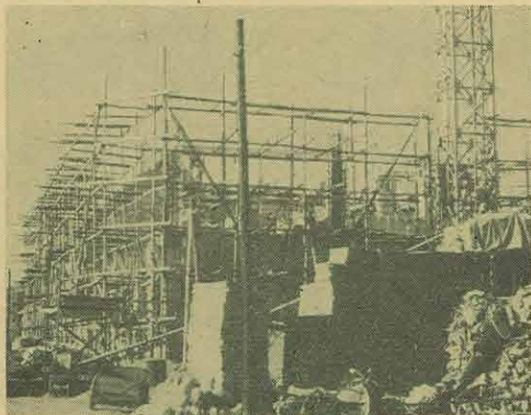
町内西富安藤嘉朗さん(役場勤務)は長女奈美さんの出産祝を廃し町社会福祉協議会に金一封を寄附された。



今年の主な建設事業から

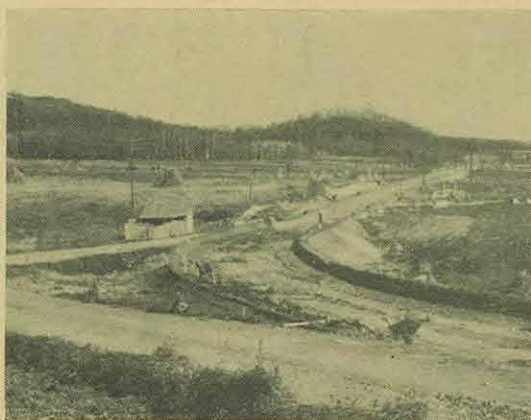
役場庁舎建設

鉄筋コンクリート2階建延
431 坪工費3,600万円で昭
和40年6月完成見込み



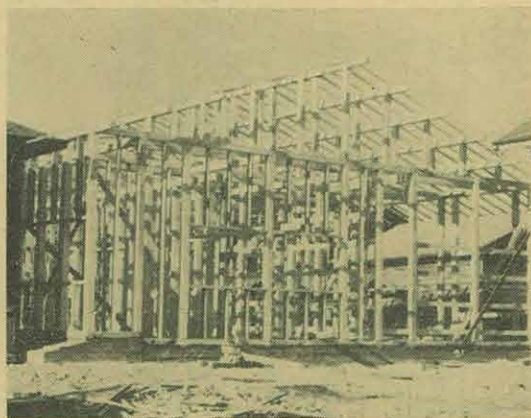
町道富士道路改良

第1年次(3ヶ年計画)分
として今年 1380mを 工費
600万円で着工 11月末日完
成予定



母と子の家建設

社会福祉センターとして母
と子の家を建設佐呂間公民
館裏に木造モルタル平屋造
り90.5坪うちポーチ7.43を
含む) 工費 390万円で11月
下旬完成老人母子身障者の
研修集会に利用される。

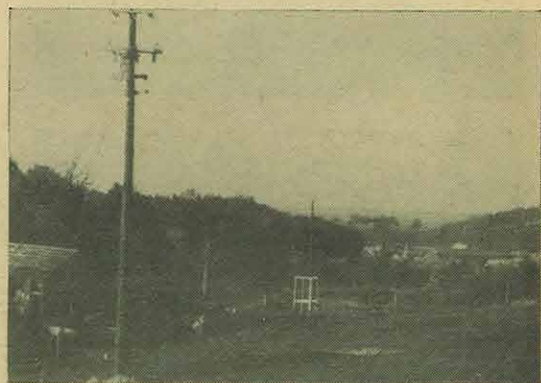


農業構造改善事業

本年より3ヶ年計画で実施される本事業のうち草地造成改良事業はことしトコロチ、大成の2地区を実施、トコロチは10月下旬完成、大成地区は一部施肥播種を残し11月中旬に完成の予定

- 「写真」は完成したトコロチ牧野左上より①レーキドーザーによる抜根作業
②ライムソーによる石灰撒布18.5haに83吨の石灰を2回に分け撒布する
③ブラッシュブレーカーによる起土作業 ④ブロードキャスターで施肥播種作業
熔燐など9.5吨にアルハロハDUP・バイキングなどの種子742kgを混合7月中旬
播種実施 ⑤鉄製C型抗1253本延長3737mバラ線3段張り
⑥播種後50日で見事に生育した牧草、草丈約36cm (1尺2寸)

浪速地区に待望の 電灯ともる



十一月三日文化の日

功労者表彰式典挙行

戦後入植以来十九年ぶりで浪速地区待望の電灯がともりました。浪速地区住民の非常な熱意と努力により北海道農山漁村電気導入工事として工事を着手しこの程完成されたもので十月十八日この試験送電が行われました。

昭和二十年大阪から集団入植してからなれない開墾作業が続けられてきましたが、いま暗いランプの生活からようやく開放され明るい電灯の下でテレビを見る人たちは入植当時のいゝな思い出にひたつてゐることでしよう。

試験送電が行われた時期は丁度東京オリンピックの開催中で待望のオリンピックをまのあたりに見た人々の感激はひとしをのものがあつたことではしよう。

また浪速小学校でもへき地校としてNHK北見放送局より十九時ナショナルテレビが贈られ、学校放送など児童の視聴覚教育に立派に役立てております。

功労者表彰式典挙行

功労者表彰式典挙行

功労者表彰式典挙行

功労者表彰式典挙行

功労者表彰式典挙行

功労者表彰式典挙行

功労者表彰式典挙行

道路は広く 正しく使おう

道路は、人車が通るためにつくられたものです。自分の家の前だからといって勝手に道路に物を置いたり、物を投げたりしては通行のじやまになつたり、交通事故の原因にもなります。

また冬期間の交通確保のため今年も除雪計画をたて万全を期すよう努めておりますが特に除雪区間の道路には注意して絶対に物を置かないよう次の事を守つていただきます。

一、道路上に薪や丸太を放置しておきますと除雪車の運行に支障があるばかりでなく交通事故の原因になりますので降雪前に全部片付けて下さい。

二、除雪車の安全運転のためスノーボールを立てますので抜取つたり破損したりしないようにして下さい。

国民年金制度 保険料について

△保険料の追納

国民年金保険料は未納のままにしておきますと二ヶ年で時効になり国は、それ以後の保険料を徴収する事が出来なくなり、又被保険者も納入する事が出来なくなります。

しかし、保険料を納入する事が出来ず、免除申請をされた方につきましては、その後経済事情が良くなり保険料を納める事が出来るようになった場合一〇ヶ年間の期間までさかのぼつて、免除された保険料を追納する事が出来ます。

この場合保険料の額は、一ヶ月一〇〇円或は一五〇円で印紙納入と同じ金額でよろしいのです。

保険料の免除を受ける事は、受給資格の面では有利になりますが、反面年金給付につきましても、保険料を納付した期間によつて定められておりますので、追納をする事によつて受給額の面で非常に有利になつております。

追納をする場合は、知事の承認を受け、免除を受けた保険料に相当する額を現金で納入する事になりますので、納入をされる方は役場住民係まで申出て下さい。

△保険料を滞納した場合

国民年金保険料納入は、第一期より第四期までの年四回に分けて納入する仕組になつておりますが、最終納期限の四月を過ぎますと、現金で納入する事になります。この場合保険料を未納のままにしておきますと、国が国税徴収の例によつて徴収される仕組になつております。

この制度は必ず加入しなければならぬ保険であり、未納した保険料につきましても強制徴収が行なわれるわけです。

徴収は、納入告知書の発行により行なわれ、これにより納入しない

悪質な滞納者につきましては、社会保険庁長官が納期限を指定した督促状を発行します。その後一〇日以内に納入しない場合は、国税滞納処分例により処分をされる事になります。又この間延滞金日歩四銭の割合で加算されます。

保険料を滞納しますとこの様な強制処分が行なわれますので、必ず納入或は、免除によつてその期間を満す様にして下さい。

△国民年金保険料の所得控除

国民年金保険料は、保険税等と同じように所得税が課せられるときには、所得の金額から控除される恩恵があります。

つまり、所得税を納めなければならない人が、自分の保険料或は、扶養親族の保険料を納めた場合、所得金額より差引かれて所得税が課せられるようになつております。

これは、前納保険料、追納保険料等についても同じ取扱ひとなります。

北のさん家



（ 広報「さろま」は、町政のいろいろなることを知つていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通じて全世帯に配付しております。みなさまの建設的な御意見や質問は庶務課庶務係へお寄せください。）